

資料 3

2022 年 10 月 30 日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

再生可能エネルギー開発に関する要望書

第 41 回東北自然保護の集い
宮城大会実行委員会

代表者 船形山のブナを守る会代表世話人 小関俊夫
住所 宮城県大崎市三本木新沼字諏訪 142
電話 0229-52-3072

秋冷の候、貴職ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、環境行政にご尽力されておりますことにこころより敬意を表します。

さて、わたくしたち東北自然保護連絡会議は去る 10 月 23 日に「第 41 回東北自然保護の集い・宮城大会」を宮城県加美町にて開催し、別紙のごとくの大会宣言を採択いたしました。

つきましては、その大会宣言に基づき、以下について強く要望いたします。

記

- ・ 大規模風力発電、大規模太陽光発電計画を規制すること
- ・ 環境影響評価システムを地域の意見が反映できるように見直すこと
- ・ 再エネ開発事業は地域住民と立地自治体の参画を必須の要件とすべきである
- ・ 自然公園、水源涵養林などの保安林を開発対象から外すことの徹底を計ること
　　殊に、緑の回廊、ラムサール条約登録湿地に隣接する地域は認めないこと

以上

大会宣言

ロシアによるウクライナ侵攻にともなう原油価格の高騰に直面し、日本政府は「原発依存の遅減」から「最大限活用」に政策を転換し、さらに次世代原子炉の開発まで進めようとしています。一方、ウクライナ侵攻では原発が武器に転化するという恐ろしい事態が生じました。地球と自然、さらに人間を含むすべての生物と相いれない原子力の活用を受け入れるわけにはいきません。

一方、気候変動による、自然災害の激甚化が、日本だけではなく地球規模で頻発するようになってきました。脱炭素へのエネルギー転換、再生可能エネルギーの開発が喫緊の課題となっています。ただし、再生可能エネルギーの利用には、そのやり方や方法によっては自然破壊や自然の改変につながる側面があります。この自然破壊・改変はまぎれもなくもう一つの気候変動の大きな誘因にもなりえます。したがって、自然破壊を止めながらエネルギーの転換を果たすこと、これが我われ世代のいわば世代責任と考えるべきです。

長年自然保护に努めてきた我われとしては、いまこそその歴史と経験と英知を働かすべき時期だと言わざるを得ません。

以下に、我われの見解の柱を示します。

第1に、「大規模」風力発電、「大規模」太陽光発電は、自然破壊をともないます。森林を伐採し、土地を改変し、水流をも変える。そして野生動植物の生態系そのものを壊します。森林破壊は水害をも誘発・激甚化します。私たちは「大規模」風力発電と「大規模」太陽光発電に歯止めをかけないといけません。

そのためには、現在の環境影響評価という仕組みの見直しを求めていく必要があります。開発による影響を被る住民や自治体の意見が反映されないようでは何のための環境影響評価かわかりません。住民説明会がおざなりにされるような制度設計は認められません。

第2に、再エネ開発事業は地域住民と立地自治体が参画することを必須要件とすべきです。地形や水系を知り尽くした地域住民や立地自治体が事業主体であれば、むやみな自然破壊にはおのずと歯止めがかかります。資源は地域のものであり、地域が利用し、地域住民がその恩恵にあずかるべきものにほかなりません。それは地域循環型経済を土台とする地域社会の自立にもつながることになります。

第3に、自然公園、水源涵養林などの保安林を開発対象にすることを認めてはいけません。自然公園、水源は国にとって、また国民にとっての貴重な財産です。ことに我われのブナ伐採阻止運動のプロセスで出来た「緑の回廊」は、林野庁の歴史的勲章です。これを開発事業に明け渡すようなことがあってはなりません。

ラムサール条約登録湿地に近接する風力発電計画(山形県鶴岡市「大山上池・下池」など)も開発対象地域から除外すべきです。

上記三項目を環境大臣、農水省林野庁長官、六県知事に要望することをここに宣言いたします。

2022年10月23日
東北自然保护の集い宮城大会 参加者一同